

スタートアップ企業を増やすために（日本国憲法と自由主義の観点より）

池田和人

1. 日本国憲法とは

日本国憲法は、『自由権(国家からの自由)』、『參政権(国家への自由)』、『社会権・生存権(国家による自由)』の三つの国民の権利が基本です。そして、それらの権利のうち、自由権を優先すべきとされています。また、自由権には、『精神的自由権(表現の自由など)』と『経済的自由権(職業選択の自由など)』があり、特に前者の精神的自由権については、国家による法規制が大幅に制限されています。そもそも日本国憲法の目的は、『国家権力を縛ること』であり、最高法規である日本国憲法に基づき国会で法律が制定されます。日本国憲法があるからこそ、我々は自由な日々を送ることができるのです。

戦後のGHQ占領時代に日本国憲法が制定され、それがGHQからの『押しつけ憲法』であったことは否めません。しかし、そこには、自由を愛する日本人の存在がありました。また、当初は、GHQのマッカーサー総司令官が幣原喜重郎内閣に憲法の草案創りを命じ、松本烝治(まつもとじょうじ)国務大臣による『松本委員会』が憲法草案を作成しましたが、その草案が天皇主権に基づく戦前の明治憲法(大日本帝国憲法)と同じであったため、毎日新聞によるスクープを契機に、GHQがたった9日間で新憲法草案を創りました。筆者は、日本国憲法に対し、条文の主語を『すべて国民は』から『すべて人は』に代えてほしいと願っていますが、一方、『誰が作ろうが、良いものは良い。』と考えています。以下に、私が好きな日本国憲法第21条(表現の自由)、第23条(学問の自由)、第97条(実質的最高法規性)を示します。

【日本国憲法第21条第1項(表現の自由)】

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

【日本国憲法第23条(学問の自由)】

学問の自由は、これを保障する。

【日本国憲法第97条(実質的最高法規性)】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

2. 自由市場における政府の役割

さて、重要な仕事は能力の高い人に任せたいというのが人間の心情です。よって、能力が高い人は重要な仕事を次々にこなすことになり、能力が高い人の能力はどんどん磨かれます。自由主義は、国民所得を向上させるための有効な手段ですが、自由主義が格差を生むのも事実です。政府は、国民の自由権を補償し、『自由主義を促進するための土台創り』に専念するとともに、自由主義によって生まれた『敗者の味方』であるべきです。それが、日本国憲法における『自由権(国家からの自由)』と『社会権・生存権(国家による自由)』の実践手法です。以下に、社会権・生存権を定めた日本国憲法第25条を示します。

【日本国憲法第25条(社会権・生存権)】

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

3. スタートアップ企業を増やすために

日本では、一度破産すると立ち直ることが難しく、日本は、『破産者に厳しい国』です。よって、新卒の若者たちは安定を求めるしかありません。そこで、米国を参考に制定された『民事再生法』を価値あるものにすべきです。民事再生法とは、借金の減免により、『失敗してもやり直せる』ようにするのですが、日本での適用事例は少ない状況です。もし日本に民事再生法が普及し、日本が『失敗を繰り返すうちに大当たりできる国』になれば、若者たちは、『俺も何かやろう』という気になるでしょう。それが、日本国憲法に定めた『社会権・生存権』の自由市場における役割です。

日本銀行の黒田東彦総裁による金融緩和により、2010年に100兆円であった紙幣発行量(マネタリーベース)が620兆円に膨らみました。そしてそのうち、金融機関の預け金口座である『日銀当座預金』に500兆円の紙幣があります。よって、今、金融機関が多少の不良債権を抱えても、金融機関はまず倒産しません。今、日本には、民事再生法を普及させ。スタートアップ企業を育てるためのチャンスが訪れています。